平成２３年（フ）第２５号
愛媛県今治市中日吉町１丁目３番62号、旧住所愛媛県今治市中日吉町１丁目３番63号
債務者　村上慎一郎
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第２６号
愛媛県今治市朝倉上甲2402番地２
債務者　竹内　良和
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第３８号
愛媛県北宇和郡松野町大字松丸88番地
債務者　新改　和也
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第４２号
愛媛県北宇和郡鬼北町大字西野々644番地
債務者　芝　　真人
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第１９８号
高知県吾川郡いの町枝川971番地35
債務者　池野　民和
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１０８号
福岡県飯塚市相田137番地１　フラット３肘井１―11号
債務者　甲斐　春美
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第２３８号
北九州市若松区修多羅３丁目５番31号
債務者　竹山　一彌
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５１９号
北九州市小倉南区石田南３丁目１番４号　増田深幸方
債務者　井手尾高義
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５４３号
北九州市八幡西区本城３丁目１番34号
債務者　鳥飼　　隆
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５１号
福岡県田川郡大任町大字大行事3633番地１
債務者　柳瀬　弘美
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第５２号
福岡県田川郡大任町大字大行事3633番地１
債務者　柳瀬より子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第７０号
福岡県田川市大字伊田744番地１、住民票上の住所福岡県田川市大字伊田774番地１
債務者　山中　一三
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第１０号
長崎県対馬市美津島町緒方298番地２
債務者　植木　利治
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２３年（フ）第２３１号
宮崎市大坪西２丁目16番６―７号　県営住宅
債務者　菅谷　香澄
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２３８号
宮崎市鶴島３丁目71番地２　モントレ宮崎305号
債務者　芳野　明子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１１５号
宮崎県北諸県郡三股町稗田49番地９　コーポセレネ102号、前住所宮崎県都城市早水町37号３番地　笠野石油ビル111号
債務者　末岡　伸介
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第６２号
鹿児島県霧島市霧島田口2442番地
債務者　吉松　行道
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係